

第2回遺伝子組換え作物の栽培に関する検討委員会議事録

日時：平成17年2月5日(土)15:00～

場所：都庁第1本庁舎31階 漁業調整委員会室

1 開 会

三谷事務局長 みなさんこんにちは。時間にもなりましたので、ただいまから「第2回遺伝子組換え作物の栽培に関する検討委員会」を開催いたします。本日は、委員のみなさま方にはお忙しいところご出席をいただきまして、ありがとうございました。

また、土曜日で都庁は閉庁ということで、ここまで上がってくるのに多少ご不便をおかけしたかと、お詫び申し上げます。

2 委員紹介

三谷事務局長 開会に先立ちまして、前回ご欠席でした委員のご紹介をさせていただきたいと思います。澤井農場の澤井委員でございます。

澤井委員 澤井と申します。前は出席できなくて申し訳ありませんでした。きょうは、よろしく願います。

三谷事務局長 次に、配布資料の確認をさせていただきます。お手元にファイルをお配りしてございますけれども、はじめに議事次第、名簿、座席表とございまして、そこから先が資料集というかたちになっています。

資料の内容でございますが、最初に目次が1ページございまして、まず前回の検討委員会の議事録からはじまっております。7番の今後のスケジュールまで57ページにわたっております。ざっとお改めください。

また、前回は申し上げましたが、原則公開というかたちをとっております。今回も同じように傍聴の方がいらっしゃいますので、委員の方々もよろしく願います。なお、傍聴の方々には、傍聴される方へと書いたものを提示しております。この内容、注意事項を守っていただくようお願いいたします。

本日の委員会は、議事次第にお示しいたしましたとおり、(1)遺伝子組換え作物の栽培に関する基本的な考え方、課題のまとめについて。それから(2)遺伝子組換え作物の栽培への都の対応のあり方についての2点をおもにご議論いただきたいと思います。

この先は、座長をお願いしている大塚委員にバトンタッチいたします。よろしく願います。

もう一つ、テープ起こしの関係がございまして、前回聴き取りにくかったということもありますので、申し訳ございませんが、ご発言はマイクを使っていただくということで、よろしく願います。では、先生お願いします。

3 議 事

大塚座長 それでは、はじめさせていただきます。まず、最初に事務局に資料の中身の説明をお願いいたします。

鈴木 それではご説明させていただきます。お手元の資料のほうですけれども、一番目として19ページまで前回の議事録ということになっております。これは委員のみなさま方にご確認していただいております。

それから20ページからなのですが、前回以降ちょっと動きがあったということで、追加的に資料を加えて

あります。一つは注目されている北海道なのですが、あの委員会のあと、国の指針よりも厳しいかたちで基準を設けるとの方針の一つ出したということと、罰則に懲役刑を設けたということがニュースになっております。

これはきのうの北海道新聞ですが、これに対して農水のほうが、農水としても住民理解とか交雑防止を通知しているところなので、その延長線上だからべつにかまわないのではないかというような理解を示したという言い方で、北海道新聞は解説しております。

一方、北海道の経済界などは、罰則が厳しすぎるのでバイオ産業の道内進出が鈍るということで、再考を申し入れているという状況だということでございます。

22 ページがモンサントの関係ですけれども、モンサントの株主の会合で独立影響評価を要求と、これが決議されたわけではないのですが、そのなかで長期的安全性試験を示すべきであろう、そうしないと投資リスクがあるというような話が出たということでございます。

それから、あとはハンガリーとかアンゴラとかの状況もありますので、追加してございます。

28 ページからなのですが、これが都内の農業者に対する遺伝子組換え技術のアンケートということで、私どもが行なっております。中間集計ということでお示ししております。いま現在は、一つ目で 164 の送付で回収が 93 ということで、まだ集計中が 1,700 という状況なのですが、一応どんな状況かということでここにまとめました。

29 ページ以降に表で示してありますが、これは前回の資料の農林水産先端技術産業振興センターと同じようなアンケートをやっているのですが、それと比較してどうかということになるかと思えます。

特徴といいますと、Q3で「農作物が作りやすくなる」とか「生産コストが低減される」とか、そういう比率が当然ながら高いということと、Q4のところで「環境への悪影響があると思いませんか」ということに対して、一般の人たちよりかなり高い率で「影響がある」という答えが出ている。その中身については、体験的なことなのかもしれませんが、「除草剤の効かない雑草」「殺虫剤の効かない昆虫」、この比率が非常に高いというふうに出ております。

31 ページですが、「あなたは遺伝子組換え農作物を栽培したいと思いますか」ということに対して、「栽培したくない」という人が6割ですが、「条件次第で栽培したい」という人が3割強ということ。その条件とは言いますと、「消費者に安全性が納得されていること」ということがトップで、あとは省力化ということ。です。

32 ページですが、逆に「あなたの畑の近くで遺伝子組換え農作物が栽培されようとしたらどうしますか」ということ。3割強が「栽培しないよう要請する」、6割以上が「条件次第でかまわない」と答えていまして、その条件とは何かということになりますと、「交雑の可能性がないこと」「消費者に安全性が納得されていること」という答えをいただいています。

次が「農水がやっている環境に対する安全性確認を知っていますか」ということで、ほとんど「知らなかった」という答えになっています。

それから「都がなすべきことは何だと思いませんか」という質問をつくってみたのですが、それに対しては半数程度が「交雑防止」「地域合意」「栽培計画の情報を事前に収集」こういうような答えが多かったということでございます。

34 ページまでですが、これでわかったのは、消費者と生産者の利害がかなり違うという話がありましたけれども、実はそれほど違ってないし、一致しているのではないかということ。です。

35 ページ以降なのですが、最初のときの資料で用意しておりませんでした、話題になりました共存ということについての資料がありましたので、付けました。37 ページで紹介のあったデンマークの共存法のポイン

トとか、ドイツの共存法のポイントということで書いてあります。作る人のライセンスとか、基金を創設とか、そういうようなことが出ています。

38 ページ以降は別の方が共存問題ということでレポートをしているのですが、この部分でいろんな国の共存を紹介している。

43 ページ以降が、やはりお話が出ましたフリーゾーンの話です。フリーゾーンについては公的機関が一括して指定することはEUではだめということで、特定の作物を特定の地域でやるとか、農家が自主的にということが前提ですけども、それが各国の状況がどうなのかということでレポートされているので、それを付けました。

48 ページですけども、先だって市民団体の運動ということで、同じようにフリーゾーンの運動ということで、滋賀県で旗揚げしたということです。

49 ページ以降が、第1回目の報告の論点整理ということで、前回の部分についてまとめさせていただきます。では、これを読ませていただきます。

基本的考え方。遺伝子組換え作物に関する問題は、様々な社会的背景によりその評価も異なってくることから、自然科学的なリスクだけではなく、アグリビジネスの農業的支配などによる社会的リスクも考慮して、広範な立場の人々により、十分な情報公開と対話により解決されるべき問題である。

また、その対応策については、遺伝子組換え作物として一括りにして考えるのではなく、作物の種類、研究レベルなのか商用レベルなのか、あるいは現時点でのこと、将来的なことなど、個別に考えていくべきである。

遺伝子組換え技術の研究について。遺伝子組換え技術による作物開発は、食糧主権の確立など適正な社会環境の下では、21世紀の世界の食糧、日本の食糧の確保のための有用な技術のひとつになると考えられ、農業上の遺伝子組換え技術の応用は化学物質による環境負荷を減らすことに寄与する可能性も考えられる。

しかし、食品の安全性を完全に保証する科学的方法がないこと、生態系への悪影響などを完全に否定する科学的方法がないこと、かつ自らが主体的な行為者となるべきがないことなどから、現状では、多くの人々が遺伝子組換え作物に対して不安感を抱く結果となっている。

将来は、組換え技術の安全性向上に向けた改善や、新たな改良目的をもつ品種が開発される可能性もあり、今後の遺伝子組換え作物の開発研究を禁止することは適当ではないが、重要な技術であるからこそ、より一層、消費者や生産者など都民の十分な理解を得ながら、慎重に研究を行っていくべきである。

都内での野外研究栽培について。野生生物への遺伝子浸透など、自然環境におよぼす悪影響がないことについては、通称カルタヘナ法に基づき、国が審査、承認しており、都があらためて同様な審査を行う必要性はない。

しかし、消費者が考える都内産農産物への信頼、安心をどのように確保していくのかという視点も重要な視点であり、また現状では、非組換えの同種作物への交雑はその作物の市場価値を下げることから、同種作物への交雑をどのように防ぐのか、また、万一被害が生じた場合には誰が責任をとり、どのような補償をするのかなどの体制整備も必要である。

都内での商用栽培について。現在の遺伝子組換え作物は、大規模効率的生産主義に基づく輸出用作目として開発されており、生産者側のメリットとして省力化に効果があるとされているが、東京の農業を考えた場合、小規模集約、直接販売型という消費者密着型の農業形態であることを考慮すれば、将来、例えば健康機能を増進するような作物が開発されれば、小規模高付加価値農業としてメリットが出てくる可能性もあるが、現状では消費者に理解されていない遺伝子組換え作物の混入は、むしろ市場価値を下げ、都の農業振興にとってもメリットのあるものとはならない。

また、都としても、組換え作物の交雑、混入の可能性など、環境影響の受容可能なベースラインの設定については、従来型のベースラインではなく、特別栽培農産物認定制度の推進など東京産農畜産物の「安全・安心」という農業振興施策との整合性を踏まえたベースラインとしていくことが必要であるということで、1番目が基本的考え方です。

2番目、遺伝子組換え作物の栽培に関する課題。現在の遺伝子組換え作物の栽培に関する課題としては、次のような点が指摘できる。

通称カルタヘナ法は、遺伝子組換え作物が自然環境におよぼす影響を対象にしているが、同種の非組換え作物との交雑など、栽培作物への影響については対象としておらず、交雑に対してどのように対応するのかの議論が抜け落ちている。

非組換えの作物が交雑により遺伝子組換え作物になる可能性があり、非組換えと表示された食品に混入してしまうことにより、消費者が非組換え食品を選択することが不可能となる。

現在は遺伝子組換え作物の混入は作物の市場価値を下げることから、研究栽培を実施した試験場研究圃場周辺で風評被害が生じ、農業者に経済的な被害が出た場合、誰がどのように補償するのかがあいまいである。

商用栽培において、非組換え作物の栽培や有機農業との共存のための方策、交雑や混入が起きた場合、誰がどのように補償するのかが、交雑していないと確認するための体制整備のコスト、確認の経費は誰が負担するのかなどが決められていない。

遺伝子組換え作物による交雑や混入などについて、科学的検証が迅速にできるような枠組みの設定が必要だが、未だ対応できていない。

最後に、公共政策をつくっていくプロセスの中にどのように消費者、都民の参加を位置づけていくのかがあいまいであるということで、前回のみなさま方のご発言をまとめてみました。

3番目としまして、今回、都の対応のあり方ということで、おもてに出ていた意見を並べますと、農業施策との整合性を保つために具体的にどうしていくのか、各フェーズごとの対応策、情報公開と市民参加についての具体的対策ということで、今回お話いただければということでございます。

53 ページは、追加の参考ということで、社会的リスクとかという言葉がございましたけれども、京都女子大の平川先生、あるいは大塚委員の発表されている部分について付けさせていただきます。

54 ページ以降が今後のスケジュールですけれども、今回第2回の検討委員会で「都の対応策の検討」をしていただきまして、次回「報告」とりまとめ、それに基づきまして都の指導指針の策定ということになります。

フォーラムの件については、前回紹介させていただきましたが、55 ページです、3月19日に都民フォーラムということで実施する予定です。できましたら、委員のみなさま方にもパネラーとして出席していただきたいというふうに考えております。

56 ページ以降ですけれども、これはこのスケジュールによって、いまのところ考えている都の指導指針のイメージということで、いまこのようなことが挙がっているということのご紹介で付けてございます。以上です。

大塚座長 どうもありがとうございました。それでは審議のほうに入りたいと思います。本日は東京都の対応策ということがメインになるかと思いますが、前回澤井委員がご欠席でしたので、前回討議した内容をざっと事務局のほうでまとめていただきまして、議事録もお読みかと思いますが、それに対するコメントですとか、追加でおっしゃっておきたいこととかありましたら、ぜひお願いしたいのですが。

澤井委員 はい。澤井です。前回の議事録を送っていただきまして、読ませていただきました。そのなかで、東京という農業の特殊性が非常にありまして、消費者に顔の見える関係といいですか、相対で販売をす

るという形態が多いと。

委員のなかからも、東京であるので消費者の視点というか、そういう点を重要視したガイドラインといたしますが、施策をしてほしいという意見があったように、私も都民を守るために、簡単に言ってしまえば、東京でやる必要はないだろうと思ってはいるのですけれども、いろいろな研究機関とかが東京は、たぶん多いのだろうし、どこまでそれを規制といいますか、抑えていくのかというのは非常に難しいとは思っています。

一番困るのは、知らないあいだにやられて、知らないあいだに混入してしまうというのが一番問題だと思うのです。何をやるにしても情報の公開と、住民への説明とか理解ということは求めたいと思っています。

フリーゾーンという考え方があるというのをきょう見たのですが、私など勝手なことを言わせてもらえば、東京は一層のこと全部フリーゾーンにしてもらって、それが逆に東京のブランドの強みにしていくというのも、一つの方法ではないかと思ったのですけれども、そういう都道府県単位でやるのは難しいようなので、東京ではできないのだったら市町村レベルでもできるのかなということをちょっといま考えました。

現在のところは以上です。

大塚座長 それ以外の方で、前回積み残しの議論とか、あるいは事務局のほうで論点整理していただいたのですが、これはちょっと違うということがございましたら、発言ありますでしょうか。よろしいでしょうか。

澤井委員 とりあえず聞きたいことが。私は、単純に遺伝子組換え作物というのは、収量の上がるものというふうに認識していたのですけれども、今回いろいろインターネットで調べていたら、どうもそうではないというような研究が出てきて、今回専門家の先生もいらっしゃるので、お聴きたいと思うのですが。

日比委員 実際に実用化になって、現在、どんどん日本にも輸入されているものは、べつにすべて収量が上がるというものではないです。除草剤耐性とか害虫耐性というもので、結果的には収量が上がりますけれども、むしろ被害を防ぐとかたちのトランスジェニック作物が多いです。それらが一応、第一世代の遺伝子組換え作物と言われております。

第二世代は、機能的食品というような新たな機能を加えた組換え作物です。それらはいま研究途上です。また、収量を上げることを狙った研究途上のものはありますけれども、現在、実際に実用化されているものはまだありません。

澤井委員 よくマスコミなんかで、遺伝子組換え作物が将来の食糧危機を救うとかいう表現をされますけれども、あれは必ずしもそうではない。

日比委員 そんなことはないです。たとえば病気とか害虫がはびこっているわけですが、常にそれに対して、もちろん農薬もありますが、いつも新しい育種素材を作って、それですっと対応してきています。常に人間と微生物とか害虫とかが競争しているわけです。

ところが、その競争の手段ですが、少なくとも交雑育種ということ考えた場合に、たとえばイネならイネをとっても、これまで日本のイネはもちろん、インドのイネとかジャワのイネとか、いろんなイネを掛け合わせて新品種を作ってきましたが、病害に対する未利用の抵抗性遺伝子は、もうあまり残っていないのです。それをブレイクスルーするのが遺伝子組換え技術というわけです。抵抗性遺伝子源はイネに限らなくてよくなります。食糧を守るということを考えた場合、このままでいけば人間が病原微生物や害虫に負けるのです。医療の分野でも同じなのですが、それに対して常に対抗戦略を考えていかないといけない、新しい技術を入れていかないといけないということで、遺伝子組換え技術はそのための一つの技術として大変有用であるということです。

澤井委員 よくわかりました。時間を割いてすみませんでした。

熊澤委員 49 ページからの論点整理のところ、言葉の使い方についておうかがいしたいところがあるので

す。交雑と混入の件です。交雑というのは、交配により混じってしまうということ。混入というのは、ずいぶんいろんな段階の混入というのがあると思うのです。まず種子の段階で、もうすでに混入しているという場合。あと交雑によって結果的に収穫してみたら混入していたという場合、栽培中の交雑による混入というのですか。

あとは収穫時に隣の畑でやっていたからGMのものが混じってしまったというような場合。保管中の混入とか、流通後の混入とか、いろいろなケースがあると思うのですけれども、この論点整理の中で交雑という言葉だけのところと、交雑、混入というのが両方併記されているところがあるのですが、言葉の定義とか、両方併記したほうがいいところもあるような気がしたのですけれども、いかがでしょうか。

三谷事務局長 いまご指摘のあった点につきましては、実は事務局でも議論をしているところでございます。時間的な問題もあって、必ずしも論点整理として整理しきっていない部分が、それこそ混入しているという状況でございます。

本日、お示した論点整理は、議事録自体が大変長いものですから、それを整理するためにつくったということで、ご理解いただきたいと思います。今後、この論点整理をあらためてたたいて、それを基本的な考え方のところ、整理後のものを出していきたいというふうに考えています。

いまの熊澤委員がご発言になったことにつきましては、十分に留意していきたいと思います。

大塚座長 ほかにいかがでしょうか。

それでは、きょうの審議内容に移りたいと思います。本日は、都の対応のあり方についての検討ということで、前回の論点整理をいまご覧になったと思いますので、それを踏まえながら、その次の52ページに論点例というふうに、これも前回出たことをまとめていただいたわけですが、さらに具体的に内容まで踏み込んだかたちでのご意見をうかがえればと思います。

あるいは、前回配布していただいた資料の中に、他の自治体の施策も載っていたかと思しますので、それをたたき台にしたかたちでもかまわないかと思ます。どなたかご意見を願いますでしょうか。

それでは順番に、都田委員、具体的な施策等につきましてお考えがございましたら、よろしく願います。

都田委員 私も前回の議論を踏まえて論点整理を試みたのですが、やはり前回の話の中で、熊澤委員からもありましたけれども、ガイドラインはとにかくつくっていく必要があるということは、意思統一ができたのではないかと思います。

そのガイドラインの中で、日比委員などもおっしゃっていましたが、試験研究と商業栽培とは分けて考えていくべきだということで、私もそういうふうに考えておりますので、そのへんも意思統一ができたのではないかと思います。

あとは商業栽培の場合にどうしていくか、あるいは試験研究の場合にどうしていくかということを考えていく必要があるのだらうと思いますが、そのへんでみなさんの議論を踏まえながら、私どもも検討はしていきたいと思っています。以上です。

大塚座長 一つの枠組みとして、試験栽培と商用栽培ということでお話いただいたと思います。52ページでもまとめていただいているところでございますけれども、もう一つ前回日比委員は、食用作物の場合と非食用作物の場合などのように、作目に分けて考える必要があるのかもしれないというようなお考えも示されていたかと思ます。

まずは、その短期的対応というところでは、そのような枠組みになろうかと思うのですが、これに関しましてでもけっこうですし、そのほかの枠組みに関しましてでもよろしいのですが、平塚委員お願いします。

平塚委員 まず1番の都の農業施策との整合性というところから、お話をさせていただきたいと思ます。

先ほど、澤井委員のほうからもご指摘、ご発言がございましたが、たとえば東京の農業の特色をどう反映させていくかということというのは、非常に重要な論点になってくるかと思います。

そのときに、判断が必要なこととして、たとえば極端な例ですと、完全にGMフリーという考えも確かにあるかと思いますが、澤井委員のご発言にもありましたが、それは多少無理があるということで、フリーゾーンとして都全体でのブランド化というのは、無理だろう。そのへんをどういうふうに整理して、たとえば市町村レベルでやるのかとか、フリーゾーン化したい地域の要望があった場合どうするのかといったような、具体的対応というの、もしかするとこの話し合いの中で出てくる問題かなというふうにも思います。

大まかな、だいたいの落としどころというのは、いくつかの例がございますので、そのところとパラレルに考えて、対応していくということは可能かと思いますが、東京都の特色というものをどのように反映させるのか、あるいはそういう反映させるという判断は特にしないのかということところが、一つ重要な論点ではないかと思います。

2番の各フェーズごとの対応策を作成する、これは日比委員のほうの前回のご指摘と、都田委員のご指摘とまったく同じ意見でございます。

情報公開と市民参加のほうは、そのあとの議論ということになるかと思いますが、ここでは特に意見は申し上げません。以上です。

大塚座長 それでは日比委員、具体的に試験研究の場合、商用栽培、それぞれどうすればいいかということまで含めて、お話いただければと思います。

日比委員 そうですね。やはり平塚委員がされたように、都の対応のあり方の論点例の順序にしたがって述べていきます。

まず、最初の都の農業施策との整合性を保つことというのは、たとえば都が有機農業を積極的に推進しているのに対して、遺伝子組換えに対しては消極的であるというのは、一向にかまわないと思うのです。遺伝子組換えに対して消極的であるのはかまわないけれども、否定的では困ることが私の考え方です。

各フェーズごとの対応策というのですが、その前に、組換えと言っても1種組換えと2種組換えがあるわけで、2種組換えのほうはだいたい実験室内で閉鎖系でやるものですから、それについてはここで議論なくてよろしいわけですね。あくまで野外でやる場合で、1種の話ですね。2種で、たとえば都農試で2種の試験を行うことについては、情報の公開とか説明は必要ですけれども、東京都として独自の対応をするということとはなしということでもよろしいですね。2種の試験については。

三谷事務局長 事務局として、その部分がまだ必ずしも十分ではございませんけれども、これまでの第1回のこの委員会でのご議論も、その方向だろうというふうな認識はしております。

これにつきましては、たとえば私どもの農業試験場でも、個別のバイオテックの委員会を持って、必要な手当てをしていくということになります。また他の研究機関でも、類似のシステムをだいたいが持っていますので、そこにお任せすることで大きな問題はないかというふうに認識しております。

日比委員 それでは一応、2種の試験というのは特定網室までの試験なのですが、これは本来国の承認もいらなくて研究機関ごとにガイドライン、いまは法律がありますが、それに準拠して実験を行えば安全ということになっているので、都としては今回はタッチしないということですね。

そうしますと、要するに、組換え作物の隔離圃場以上の野外での栽培についてどうすべきかということが、ここでの議題になるわけですが、ここに書いてありますように、確かに短期的な対応と中長期的な対応があって、当面、東京の消費者の方々の考え方とか東京の農業の現状を考えると、先ほども申したように積極的に遺伝子組換え作物の栽培を推進する情勢にはないことは確かですね。

それでその場合に、中長期というのは、現在はこうだけでも、だんだんいろんな情勢が変わってきて、

遺伝子組換え作物がもっと安全であるということが認識されたり、あるいは逆に問題点があるということがわかった時点でまた見直すと、それはそれでよろしいかと思うのですが、短期的となると、当面、3年とか6年とか、そのぐらいの期間で見るのだと思いますけれども、そのときにやはり試験研究用の栽培と、一般圃場での商用栽培というのは分けて考えるべきでしょう。例えば都農試なんかで遺伝子組換え関係の研究をいっさいやらない、あるいは少なくとも隔離圃場レベルの研究はやらないということになると、何か問題が起きた場合に対応できる人材も養成できないし、対応する技術も持っていないということになります。そういう意味で、いろんな問題に対応するときに備えて、逆に、将来発展するかもしれないということに備えても、ともかく都の研究機関では、やはりそうした研究はある程度までは認めていくべきだろうと思います。

一方、一般栽培となると、これはもっと大きな問題になると思いますので、もちろん農水省、環境省の許可を得たものについてが対象ですけれども、それがそのままイコール東京都でもオーケーということになるというわけにはいかないと思うのです。具体的な例ですけれども、北海道みたいに国がオーケーと言っても、都道府県で別の条例なりガイドラインを設けて、そこでの許可がやはり必要というふうにははいかがかということですよ。

例えば、東京都の場合、国が承認したものであっても、1種の野外での商用栽培については、全面禁止にするか、あるいは知事の許可があるというふうな制度にするかどうかということですよ。国の承認と都の認可との2階建てにするわけです。その場合には、申請者は都に対して、国が承認したという書類とその時に出した資料一式を提出するとともに、一般圃場で栽培する場合には、隣接した同じ農作物への拡散・交雑防止措置をどうするかというような具体的な計画、および、もし交雑とか被害が生じた場合に、どのような緊急の措置をとって、誰が責任をとるかということ申請者に書かせるようにします。そういう書類を出していただいて、その上でしかるべき委員会等を設けて、そこで許可するか許可しないかということ審議する。都としては、隣接の同一の作物と交雑する可能性があるかどうか、もし、交雑する可能性が非常に低いか、あるいはゼロであれば、許可する場合もあるけれども、それが避けられないのであれば、それはだめということで、そこで止めるという手があります。

そういう知事の認可制とか承認制をとるかどうかは別ですけれども、やり方としてはそういうことがあります。それから、分け方として、食用作物と非食用作物というのに分けるということも、もちろん考えられます。食用作物は、特に消費者の方の関心が高いので、それだけ厳重にしなければいけないということは、一方であるのですけれども、科学的な面で言うと、たとえばイネなんかは遺伝子拡散をもっとも防ぎやすい作物なのです。一方、ナタネとなると、これは非常に難しいということになって、作物によって拡散防止に難易があります。いまナタネの例を挙げましたけれども、ナタネは食用でもありますし、油用でもありますし、観賞用でもある作物です。菜の花を、花の栽培としてやろうとするところもあるわけですが、いま実際に国で問題になっているのは、このナタネなのです。

ナタネはもちろん加工用としても輸入されるのですが、園芸用としても実際に輸入されてきてます。ところが、その中に組換えナタネが、出荷する国のほうで5パーセントぐらい混じっているという場合があります。日本では、今、組換えナタネの野外での栽培は承認していないのですが、非組換えナタネを輸入した時に、その中に日本で未承認の組換えナタネが混入していて、それがもし日本に根付いた場合には日本の生態系に対する影響が出る危険性があります。そこでその可能性についてチェックしておく必要があるの、隔離圃場で研究栽培するための許可申請がなされています。これはあくまで例ですが、食用でないから、観賞用ならいいのかということになると、観賞用でも野外の生態系を乱すようなものは、やはり困るわけです。しかし、これは都が許可する前に国が許可するかどうかという、第一番目のバリアがありますから、そういった生態系を乱すような観賞用作物は国が承認しませんので、都のレベルまでそれが下りてくることは

ないと思います。

結局、私個人の考え方としては、商用の遺伝子組換え作物の栽培については、都は都で独自の規定を設けて、たとえば北海道なんかは国の制限よりももっと厳しくしているのですけれども、そんな制限を設けるか、あるいは独自の制限は設けないけれども、先ほど言ったような近隣の非組換え作物との交雑をどうやって防ぐか、被害が生じた場合の損害賠償とか責任対策とか、それから情報公開とかというような記載項目を設けて、その項目を審査して、不適当な場合は許可しないという方針のほうが、どちらかと言うといいのではないかなと思うのです。それですと、その時の科学的なバックグラウンドとか、社会情勢とかに合わせて、その審査が最初はきついけれども、だんだん何年か経つと少しずつ緩やかになるということも可能なので、それも一つの方法だと思います。

それからもちろん、当面、都が食用は一切だめよと禁止しておいて、その後に情勢の推移に応じて緩める場合もあるし、そのまま続ける場合もある。

二通りのやり方があると思うのです。いずれにしても、1種の商用栽培については、私も何らかのそういった処置を講じるべきだと思います。

大塚座長 どうもありがとうございました。では、続いて澤井委員いかがでしょうか。

澤井委員 東京都でやる場合、私も勉強不足なのですが、先ほどの2種の研究室内特定網室というのですか、その中でやる場合も、やりますよという情報の公開みたいなのは、定められているのでしょうか。

日比委員 情報公開は、それに努めることとなっているはずですが。各研究機関や企業がみんなオープンにして、ホームページや何かでこういうのをやっていますというような公開をするようにしています。ただ、2種栽培の場合、原則、国の許可がなくていいのです。

澤井委員 はい、わかりました。そういうどこかの研究室内でやっているのとわかっているなら、今回の東京都の中には2種は入れなくてもいいのかなとは思いますが。

開放系でやる場合に、ではどうするかという点で、商用の場合、いま食用か非食用かという話もあったのですが、菜の花の話がうかがっていると、これは区別しようがないというようなレベルの問題がいろいろ出てくるのではないかと、逆に混乱してしまうような気がします。

それと栽培する周りの住民、農業者の理解を得るということを必ず入れておかないと、知事が許可したからいいということではじまってしまうのが、農業者としては一番困ります。

交雑や混入したときの補償というのも、しっかり東京都の中で決めていただいて、当然に私なんかだと、それをやろうとしている事業者がそれを補償すると思うのですが、いわゆる風評被害とかそういうレベルの話になってくると、なかなか補償といっても評価の仕方が難しくなってしまうので、基本的には農業者、周辺住民への説明だけではなくて、許可がなければ商用はできないというかたちに持っていけたらと思っています。

それから中長期的には、たぶんこれからどんどん技術的には進んでいくと思うので、いろいろ可能性が増えてきて、いまこうやって問題になっていることが実は全然問題ではないような話にもなるかもしれません。逆に、やはりというようなことにもなりかねないというのもある。

私は仕事としては畜産関係なのですが、日本でBSEが最初に発生したときに、その直前に農林省の人と会う機会があって、日本では絶対に起きませんからとかなり強くおっしゃっていたのです。ところが、それから半年もしないでああいうことになってしまって、ふたを開けてみたら、かなりいい加減な管理をされていたわけですが。どうしても農業の食に関することは、そういうことが多いので、なるべく都内ではできないような方向で持っていけたらと、私は考えています。

熊澤委員 まず一番目の農業施策との整合性を保つことという点は、平塚委員がおっしゃっていましたよ

うに、まず東京都の農業というのはどういう方向に行くのかというのを、ここの委員会が決めるようなことではないと思うのですけれども、きちんと考えた上でやっていかなければいけないのではないかと。

一番最初に澤井委員のほうから出ましたような、フリーゾーンの可能性というの、私もいまこの資料をいただいたなかで、ぱっと読んで、日本でどういうことが可能なのかというのは、まだわからないです。おそらく東京の農業者なりも、自分たちのところをフリーゾーンにしたいと思っても、どうしたらいいのかわからないというのが現状だと思いますので、そういう可能性みたいなことをちょっと方向づけるようなことができれば、すごくいいかなと思います。個人的には、フリーゾーンを設定するという考え方は、大歓迎です。

二番目のところでは、短期的対応としては、短期的というのがこの3年、6年ということなのであれば、先日配布していただいた資料の中に西東京市などがありまして、この資料を見ているかぎりでは、やはり周辺住民の不安感というのはかなり大きいのだなということを実感しました。

この不安というのが、不安と一言になってしまっていますが、安全性だけではないですよ。いわゆる社会的リスクですとか、自分のポリシーとしてという、遺伝子組換え、たとえば大企業に占有されてしまうこととか、そういう社会的なことで反対している人とかも多いですから。

この3年から6年ぐらいの短期ということで考えると、これがぱっと変わるということは、私はないと思っています。東京という、ほかの地域と比べても非常に圃場の狭いところですから、そういうことを考えますと、やはり短期的ということでは、開放系での野外での栽培禁止というのが、本当は一番いいのかなというふうに考えています。

それが無理なのであれば、日比委員のおっしゃったように、計画として交雑、私が強調したいのは混入です。やはり混入も非常に多いと思うので、混入の対策をどういうふうにするかというような計画書ですとか、もしそれが起きてしまったときにどういうふうにするのか、誰が責任をとるのかというものを、きちんと書面なりで出してもらおうというシステムをつくって、委員会をつくって検討して、その上でどうするかということを考えていかなければいけないのではないかと思います。

情報公開、市民参加に関しては、これはたぶん後のほうがいいかと思いますので、またのちほどというかたちで。

大塚座長 どうもありがとうございました。ひととおりご意見をいただいたので、だいぶ論点も整理されてきたのではないかと思います。

まず、都の農業施策との整合性ということに関して、いろいろな考え方があるかと思いますけれども、先ほどご紹介いただきましたアンケートも、実際の農業者の方の意見の反映ということで、多少手がかりになるのではないかと思います。

まだ集計されている件数が少ないわけですが、まだ1,700件残っていて、送付が164件で実質的に93件ということですので、完全に信用できるデータではないですけれども、傾向としてはある程度のものが出ているのではないかと思います。

それで、やはり全国の調査でもそうですけれども、関心を持って、条件次第で栽培をしたいと思っていられる農家の方も、かなりいらっしゃるということが言えるかと思いますし、にもかかわらず環境への影響はあるのではないかと懸念も強いというような状況です。

そういう意味でも考えた場合に、私の個人的な意見としては、フリーゾーンというかたちを設定して、中長期的にどの程度情勢が変わるかということは、熊澤委員がおっしゃいましたけれども、将来の可能性というものを一時的に凍結してしまうのは、いかがなものかなという気がいたします。

32 ページのQ8の質問で、農作物が栽培されようとしたらどうするかという場合に、条件次第でかまわな

いということですが、かまわないと言ってもその条件というのは、風評被害に対する補償が確約されていることとかも含めて、交雑の可能性がないとか、消費者に安全性が納得されていると、かなり厳しい条件ではあると思います。やはり、このあたりが一番大きな問題ではないかというふうに思います。

まったく否定的に、農業者の方たちが思っておられるというわけでもないということが、見えるのではないかと思います。

そのほか、都の農業施策との整合性ということで、ご意見がございましたら、ご発言をお願いしたいのですが。よろしいでしょうか。

では、具体的な対応策ということで、短期的な対応ということで、また詳しい内容に入っていきたいと思います。一番具体的な案を日比委員が示していただいたわけですが、試験研究栽培と商用栽培は、分けたほうがいいというようなことで、それは都田委員、平塚委員、共通してそのようなお考えであったと思います。これに関しては、ほかの地方公共団体でも、似たようなかたちでのガイドラインなり条例案なりが出されているわけです。一応、このようなかたちでよろしいと考えていいでしょうか。では、試験研究栽培と商用栽培は、分けて考える。

それとは別に食用、非食用ということの考え方が、もう一つございまして、これについては難しい問題があるということ、日比委員が例を挙げてご説明されたわけです。澤井委員も、ちょっと難しいのではないかと、かえって混乱を招くのではないかというご意見をおっしゃっていたように思います。

ただ、考えようによっては商用栽培について、食用に関しては禁止というかたちで手を打つというような考え方もあるのかとは思いますが。これに関してはいかがでしょうか。この点について、ご発言をいただいていない都田委員いかがでしょうか。

都田委員 商用栽培につきましては、前回も都の農業施策、農業団体が考える方針のようなこととお話したと思うのですが、東京都の場合、耕種農業では野菜が中心で6割ぐらい、花が20パーセントぐらいですか。かなりのところを園芸作物で、米とかそのほかのものは非常に少ない。そのうち6割ぐらいが消費者の方に直接買っていただくようなかたちになっております。

そういうなかで、農業を続けていく、振興していくということは、消費者の理解というのが一番大事なわけですから、そういう意味で遺伝子組換え作物を、私どもが戦略的に取り入れるとか、あるいは積極的に推進するという考え方は、いまのところありません。

したがって商用栽培の場合は、ほかの県もかなり厳しい条件をつけておられますけれども、私もやはりかなり厳しい意見をつけるべきではないかというふうに考えております。ですから極端に言えば、栽培の中止をお願いするとか、商用栽培についてはそのぐらいのことが必要ではないかと考えております。

ただ、将来的な可能性ということを見ると、すべてを禁止するのはという考えから、試験研究栽培についても、ある程度の厳しい条件をつけながら、そのところは認めていくべきだろうかと、いまのところ考えています。

こういう問題につきまして、澤井委員もおっしゃっていましたが、やはり情報公開というのが一番大事になるので、とにかく情報を公開していただいて、ある程度企業秘密もあると思うのですけれども、たとえば交雑の可能性があるのかないのか、どういうものに交雑していくのか、そういういままでのデータも出していただいた上で、住民なり農業者、あるいは地方公共団体の理解を求めながらやっていくということが、どうしても必要になるだろうと思うのです。

ですから本心としては、商用栽培は中止を要請したいけれども、具体的には情報公開をしていただいて、データを提供していただいて、公共団体あるいは住民、あるいは農業者の方の、まず了解をとることが必要ではないかというふうに考えます。

やはり、スタートを間違えますと、今後かなり厳しく響いてくると思うのです。たとえば原子力が、あれほど情報公開と言われながら、いまだに住民の不信感がなくなっていないのです。ですから個人的な考え方からすれば、もう国内で新たに原子力発電所をつくることは、かなり不可能に近いのではないかと思うのですが、そういうことにならないように、まず情報公開をきちんとしていただいて、住民あるいは公共団体、農業者に十分な説明をして、了解を求めていくことが大事だろうと思います。

それは試験研究栽培についても、私は同じだと思いますので、そういうことを意見としてお願いをしたいと思っております。

大塚座長 どうもありがとうございました。地域の農業者、および住民の合意を得るといようなことは、澤井委員からも最初のご発言のなかで出てきていたかと思えます。平塚委員は、いかがでしょうか。

平塚委員 いまの都田委員の発言と、ほとんど同じような意見を持っております。やはり何が難しいかという、合意を得る。客観的に見て、作ってもいいであろうと思われる事案がでてきたときに、合意を得て実際に栽培するに至るといのは、実質的にはなかなか難しいのではないのかということはあると思います。

現状で、もしかするとそれでもいいのかもしれませんが、そこを本当に実質的にそういう組換え体を運用したい、客観的に見て運用すべき状況になったときに、非常に困るかなというところもあるのです。

ですから、合意を形成する、あるいは反対があったらやめるといように、単純に決めてしまうといのも、やや問題が残るかと思えます。それは大変重要なことなのですけれども、何かそこにもう一工夫いるのではないかというところがありまして、ただ具体的にそのへんをどういアイデアを持って乗り越えていくのかといのは、まだアイデアはございません。

大塚座長 いまのお話は、商用栽培のほう。

平塚委員 そうです。商用栽培のほうです。

大塚座長 試験研究に関しては、

平塚委員 試験研究に関しては、これは隔離圃場での試験研究ということですので、十分な情報公開をもってすれば、特に問題はないのではないかと思います。もちろん、客観的判断に基づいて安全であるといものに限って、そういうことは許していくという前提条件はございますが、基本的に試験研究といのはやっていくべきであるといふふうに思っています。

大塚座長 熊澤委員は、いかがでしょうか。さきほどは、フリーゾーンといのも個人的にはいお考えでしたけれども、商用栽培に関して禁止、あるいは中止要請にするのか、それともある程度の情報公開や計画等を出させて、合意を得るといような条件を付帯するのかといようなことで、お願いします。

熊澤委員 そうですね。私が先ほどフリーゾーンの可能性といのを申し上げたのは、何かここでいことを宣言するとか、要請するとか、いことではないです。その地域の農業者なり、あるいは自治体なりが、したいと思ったときにい方法があるのかいことを、きちんと整理して情報を提供する必要はないかといふふうに思っています。

試験研究栽培、商用栽培に関しても、私どもとしては野外開放系での栽培は、短期的には禁止といのがいいだろうと考えているのですけれども、それが無理なのであれば、先ほど申し上げたように、きちんとしたプロセスをとっていふふうに考えています。

2番目の商用栽培に関して、いま食用作物、非食用作物といふふうに分かれていることに関してなのですが、私もこれに関してはほとんど意味がないだろうと思っています。いのは、栽培したいと思の人に資料などを提出してもらわなければならないと思っているのですけれども、この理由といのは、交雑、混入をいかに防げるかといポイントがあるわけです。そうすると食用であるか、非食用であるかといのはほとんど関係がなくて、先ほど日比委員がおっしゃったように、品種といのは非常に重要になってくる

と思うのです。それを一つひとつ分けるとかというのは、また非常にどんどん複雑になっていってしまいますので、それはシステムのなかでつくった委員会などで、きちんと検討していくということが好ましいと思います。

特に交雑もそうですけれども、混入に関してもどの作物なのかというのは、非常に大きいと思うのです。どうやって収穫して、どうやって保存して、どうやって小分けしてというので混入はかなり違いますので、ここに関しては、この分け方というのはちょっと疑問を感じます。

大塚座長 ということで、少なくとも食用、非食用に関しては、わりと否定的な意見が多かったように思うのですが、日比委員、その点はいかがお考えでしょうか。

日比委員 すみません。もともとこれは、第1回目の委員会の時にそういう考え方もあると私が言っていて、今回は自らが否定しているようなものなのですが、確かに食用、非食用と完璧に分けられない場合も多いし、ナタネのように中間領域みたいなものもありますし、組換え作物が及ぼす被害とか交雑とか、そちらのほうが問題なので、食用、非食用と分けるのはあまり意味がないなど、私も思っています。

むしろ、いま議論になっているように、試験研究のほうは情報公開と周辺の理解を得て推進するという方向でいいということになりつつあると思うのです。野外での商用の栽培のときに、要するに、当面というのは3ないし6年間なのか、10年間なのか、必ずしも固まっているわけではないのですが、当面のあいだ全面禁止にするか、あるいは知事の認可制にするかということが議論のポイントになりつつありますよね。

私は、全面禁止というのは、やはり農家の方でも、たとえばその農業組合が何かで、新しいものをやってみようということで一致団結してやるような場合もあるかもしれませんが、全面禁止で10年間はだめよというようなことは、ちょっと問題かなと思うものですから、やはり知事の認可制というのを設けておいたほうが、むしろ柔軟な対応がいろいろできるのではないかという考えです。

都田委員 最初に東京都の方にお聞きしたいのですが、これはガイドラインですよね。そうすると知事の認可制までできるのでしょうか。

菊地農林水産部長 いま考えているのは、少なくとも情報公開が、いまの制度ではほとんど保証されていないということで、それは最低やるべきであろう。もう一つは、我々は遺伝子組換えということに対する認識が、ほとんど不十分であるし、認識の違いがかなり今回も議論を聴いていても感じるのですが、もっと知っていくというようなことで、暫政策的には進めていくべきであろう。

ただ、慎重にやるときの何段階かの方法として、これは認可制までやっても、きちっと規制すべきだというような大きな声になればできるだろうし、当面は認可制まではかなり難しいのではないかと考えていますが、それも世論の声とか本当の必要性によって、そういうことは必要になってくる場合もあると思っています。

日比委員 国の遺伝子組換えの規制も、いまは法律化されましたけれども、その前はガイドラインだったのです。指針なのです。でも、そのときも大臣承認という事項があって、大臣が承認していたのです。それは法律ではないのです。あくまでも指針だった。ですから、東京都もガイドラインであっても、知事の認可といいますが、承認というのが必要というのができないことではないのではないかと思います。国と都と違うかもしれませんが。実際にそういう例はあったということです。

菊地農林水産部長 認可にするかどうかというのは、我々もこれから見極めは必要ですが、少なくとも、きょううかがっていて、一つひとつの事態に対応していくために、引き続きこういう専門家の方々の意見とかを聴きながら進めていく仕組みは、これはつくらなければいけないかという感じはしています。

大塚座長 認可制と都の話でございすけれども、他の都道府県のガイドラインの場合、中止の要請を行うというかたちが多かったかと思えます。北海道で条例にする場合に、知事の許可制というようなかたちを

とるとかになって、変わってきたような状況かと思えますし、ただ、そうは言っても、日比委員がいまご指摘されましたように、ガイドラインのレベルでも何らかの、認可ではないにしても、承認というようなかたちが可能かもしれないというお話でございます。

私の個人的な意見ですけれども、一律ガイドライン上で中止を要請する、あるいは禁止するというようなことになると、いま一つこの問題に対する議論が起こらないのではないかと、危惧しております。遺伝子組換えの問題に関しては、かなり立場がはっきり分かれて主張される方もたくさんいらっしゃるわけですが、かなり多くの方が無関心であるという状況も一方で存在するわけです。

特に東京都内では作られないということになりますと、みんなどんどん無関心になっていってしまうということもありますし、実質的な禁止にするにせよ、それを公開して実際に地域住民の方に考えてもらうという機会を設けるのは、必要なのではないかと、いうふうに思います。

私の意見としましては、できるだけ厳しい条件を付した上で、隣接する農業者、それから住民の合意を得る、徹底的に情報を公開することを前提とするというようなことを行ったほうが、実際に遺伝子組換えに関する様々な情報を多くの方が入手しようとするだろうし、そこで議論というものも生まれるのではないかと、いう気がするわけです。

そのような点も含めて、一律禁止とするべきなのか、それとももう少し別の条件を考えるべきなのか、さらにもう少しご意見をうかがいたいと思います。澤井委員いかがでしょうか。

澤井委員 資料にあった他県のガイドラインなどを読んできたのですが、やはり実際に行われるところの周りの人が一番影響を受けるわけで、変な意味で知事の許可とか書類だけで済ませてしまって、事業者が私たちはこれだけの対策をして、補償も考えますからということで、知事が許可を出したのだからやりますということで、強行されてしまうというのは怖いんです。

実際に被害が出て、金額的な補償を得たとしても、その地域が周りから風評被害みたいなかたちで認められなくなってしまうとすると、東京の農家としては、その先何年か非常に苦しい状態に追いやられてしまうわけであるので、上で決まったからというのではなくて、地域の中で合意ができて、農家の人も納得してというのが一番必要ではないかと、私は感じます。

大塚座長 平塚委員はいかがでしょう。

平塚委員 そうですね、確かに地域の合意というのは非常に大切なことで、優先しなければいけないことなのですが、それはおそらく先ほど議論に出ていた、フリーゾーンの設定というところと同じような問題になってくるのではないかと、いうふうに思うのです。

ただ、そのへんは農業者の方々が、そういうフリーゾーンに対する具体的なアイデアをどういうふうにかけていらっしゃるかと、いうところに、一つは関連してくるかと思うのです。そこらへんをむしろ、何かアイデアがあるかどうかということ、澤井委員にうかがいたいと思うのです。

澤井委員 すみません。一番最初にフリーゾーンなどと言ってしまったのですが、きょうの資料を見て、そういう考え方があったのかと、はじめて知ったわけです。東京都も特別栽培の認証制度とか、栽培履歴の公開の制度とか、都民に対して都内産のものが、安心して安全性がある程度確保されているということ、を、どんどん情報公開をしてやっているわけです。そういうなかに遺伝子組換えというのが今回出てきて、前の議論にもあったようですが、ちょっと相反している。

東京の方針が、そういう特別栽培みたいなかたちで安全なものを都民に供給するというスタンスがあるので、遺伝子組換えという、たぶん農薬以上に都民のみなさんが不安に思っていることだと思うのです。ですから、東京全域フリーゾーンにして、東京はそういう考え方を持ちませんというのが、一番単純にこういう議論も終わってしまうのかと思ったのです。

具体的アイデアとかは、まだ持っていません。もう少し勉強したいと思います。

大塚座長 そのほかにはいかがでしょうか。できれば禁止というお考えだったと思うのですが、熊澤委員にもう一度その点についてお願いします。

熊澤委員 いま、先ほどの座長の考え方をうかがって、基本的に賛同したいというふうに思っています。知事の認可制ということであっても、知事が認可するのは住民の合意を得られたとき。どうかたちで合意を得たというふうに決めるのかどうかというのは、難しい点なのですが、東京の誰も反対しないのに、私が全面禁止してほしいなどと言うのは、とてもおこがましいことですから、かなり厳しい条件を付けた上での認可制という方向が、やはり望ましいのではないかと思います。

合意というのをどういうふうに形成していくかというのは、またあとで話し合われるかもしれませんが、情報公開と市民参加のところにも関わってくると思うのです。どうかたちで公開して、意見を交換して、それを集約して、それを生かしていくプロセスをつくるのかというところが、一番、難しいかと思えます。

大塚座長 きょう、ここですべて決める必要はないと思うのですけれども、全面的な、と言いますか、商業栽培に関してですけれども、全面的な禁止ということではなくて、何らかの条件を付けて、ただしそのときに強い意見として、近隣の住民、それから農業者の、合意がというのは難しい言葉になりますが、了解が得られることを一つの強い条件とするようなかたちで、さらに本来でしたら交雑の防止をどうするかとか、責任の所在が誰にあって、補償をどのように行うのかというようなことも含めた、自主計画書等を提出してもらうなどのような条件になるかと思えます。そのようなかたちでの承認なり、許可なりの方向が一つ出てきたのではないかというふうに思えます。

熊澤委員 先ほどから、一番最初のところから私はずっとこだわっているのが、混入です。交雑だけではなくて、混入を防ぐというのも強調したいと思います。一般消費者の感覚だとわからないのですけれども、わりあい農家は作物が足りなくなったので、隣の人のをちょっとということもありますよね。けっこうあるので、そういうのをきちんと理解して混入しないようにという対策も非常に重要だと思いますので。

大塚座長 はい、わかりました。交雑、混入と併記するようなかたちが望ましいということですね。そのような方向で商用栽培に関しては、一応方針としたいと思います。

小柴都立大学教授 実際に研究者のサイドで遺伝子組換えを扱っている者として、きょうの話で商用というのと試験研究栽培というもののあいだに、境い目がはっきりしないような気がするのです。たとえば東大の西東京市のジャガイモの例なんていうのは、たぶん実験している側としては、これは商用ではないと思うのです。あくまで研究課題であって。ですからそのへんを、少しご意見をうかがえたらと思ひまして。

大塚座長 まず、商用と研究の違いについてということで、日比委員をお願いします。

日比委員 1種栽培の指針には、この区分けはまったくありません。ですから、農水省、環境省で許可しているのも、研究用だから、商用だからと区別してはしません。要するに隔離圃場でやるか、それ以外の一般圃場でやるかで1種の中身が分かれるということで、あの法令上はそういう厳密な区別はしていません。ただ、農水省関係の独法研究機関でやる場合には、その研究機関の圃場を使ったりする場合について、もっと厳しい指針を設けてます。それは研究に限るわけで、隔離距離も非常に厳しくとっている。ここで、東京都という場合の研究というのは、国公立の試験研究機関に限るのか、民間の研究所も含まれるのか、そこも、はっきり決めておく必要がありますね。確かに研究用と商用とはどう違うのかというのを決めておく必要があります。

大塚座長 北海道の条例案で言いますと、道内に所在する試験研究機関が、研究圃場で実施する遺伝子組換え作物の開放系での栽培試験、およびこれに付随する行為と、それ以外の遺伝子組換え作物の開放系での栽培、およびこれに付随する行為という分け方になっておりますが、試験研究機関を定義して、それが隔離

圃場になっているかということによって分けるというやり方をとっているように見えます。

いまのは、前回の資料の36ページにございます。そのほかの自治体でも、一応このような分け方になっているかと思えます。

日比委員 農水省、環境省の場合は、研究用と商用に分けているのではなくて、同じ開放系でも隔離圃場に限定というのと、それからそれ以上に広げてもよろしいという、その2種類に分けています。その隔離圃場は、民間の研究機関の隔離圃場であっていいし、ともかく隔離圃場の条件を満たしているところであるかどうかというところで、分けているということになります。

大塚座長 それ以外に、この問題に関してご意見はございますでしょうか。

菊地農林水産部長 象徴的なかたちで、先ほどから商用であるか、実験系なのかとか、それから食用、非食用というような話があったわけですが、どうもキーワード、実質論のところでは、いかに混入、むしろ交雑が前提でしょうけれども、交雑の防止措置がとりやすいものなのか、とりにくいものなのかで、作物も先ほどのイネのほうは比較的には交雑を防止しやすいのだというお話があり、ナタネの場合はこれは逆に難しいとか、そういう防止措置のとりやすさ、できるかできないかというところ、それからあとは施設の側面で、いかにそれが担保できるのかというようなほうが、実質的に議論になってくるというか、基準になってくるのではないかというふうに、お話をうかがって思っているわけですので、そのへんも含めてもう一回事務局側も、情報の整理をさせていただいたほうがいいのかというふうに思います。

あとは、いろいろな話が、最終的に商品として売られる場合、特に商用の場合、何が問題なのかという、商品として売られる場合にそれがきちっとそういうものであるという表示の問題ということが入ってきます。それはまた、別角度の問題として、きちっと明らかにしていく必要があるかというふうに思っています。

大塚座長 どうもありがとうございました。そのような混入、交雑の防止をどの程度とりうるかということ、一つの目安にするということも含めまして、商用と試験研究栽培というのは、一応シンボリックな分け方として、この場では議論していただいたというかたちで、ご理解いただければと思います。

それ以外の点につきまして、いまの理解を含めて、試験研究、隔離圃場での栽培ということに関しましては、先ほどの知事の認可、あるいは承認等とは別のかたちでということをお考えでしょうか。それとも、これも基本的には商用栽培に準じてというような考え方なのでしょうか。一応、分けるということでしたので、商用栽培のように厳しくしないということが前提になっているかとは思いますが、それについてご意見を若干いただきたいと思えます。平塚委員、いかがでしょうか。

平塚委員 この隔離圃場、試験研究のほうですが、こういうものを実施するような団体というのは、必ず事業所登録をしているわけです。ですから、そこから上がってくる情報というのは比較的整理がしやすいので、届出制のようなかたちが現段階でも各自治体でとっていると思えます。そういうようなかたちの延長線上で、プラスアルファでそういう情報の開示ということ徹底していくというのが、一番合理的かつ現実的かなというふうに考えます。

大塚座長 そのときに独立行政法人でつくっているガイドライン等は、どういうふうにとり入れたほうがよいとお考えでしょうか。

平塚委員 基本的にそれに準拠するというかたちでよろしいかと思えます。1種のガイドラインに準拠しているということでもいいと思えます。ただし都として、その事業所の情報をきちっと把握して、なおかつ有効なかたちで開示するというところかなと思えます。

大塚座長 北海道の場合は、たぶん国の基準よりも厳しくするというようなことが、先ほどご紹介があったわけですが、そのあたりについてどなたかお考えがございましたでしょうか。

日比委員 農水省関係独法研究機関のガイドラインは、1種拡散防止措置をもっと超えているもので

す。あの基準は、とにかく同種の交雑も起こらないということを規定して決めているので、かなり厳しいのです。だから科学的には、あれだけとれば安全係数が十分とれていると思うのですが、北海道ではもう少し、たとえば隔離距離を置くとかというふうにされるのだと思うのです。

東京都の試験研究というと、都農試の場合もあるし、東京大学の田無農場の話も、同じようにここに引っかかりますよね。東大の場合、隔離圃場でやるということで、文部科学省の1種の許可はとっているけれども、周りの方に説明したところで反対があって、延期したというわけです。

ですから、知事の認可とか何かがないと、まったく同じ状態になることになりますよね。同じように、国の認可をとりましたとって、東京都とは無関係にということになりますよね。試験研究機関で行うにしても、1種の国の承認をとったら、都はタッチしないということでもいいのかどうかというのがありますね。タッチしないということになると、このあいだと同じことが起こるわけです。

ですから、試験研究機関で行われるものであっても、それから国の承認を得たものであっても、やはり都としてある程度の認可基準を作っておいて、そこで審査を入れないと同じことが起こってしまう。その審査のときに、もちろん周りの方の同意を得るとか、どういう方法で得るか、同意書をとるのか、承諾書をとるのかわかりませんが、そういう条件も入れた上でやらないと、国が認可して、都下で行われる試験研究については、何もタッチしないというわけにはいかないだろうと思うのです。そのときに、国の試験研究機関よりももっと厳しい制限を設けるかどうかというのは、また別ですが、

大塚座長 もちろん、国の試験研究機関で定めている基準と同じにしてもけっこうなわけだと思いますし、実際に北海道なんかは、当初はそういう予定だったのではないかと思うわけです。

その上でやはり、農水の試験研究機関の基準でも、地域住民との話し合いというのは入っていますので、話し合いはしなければいけなくて、その結果として了解が得られなければ、やはり今回の西東京のケースのようなかたちに結局はなるのだらうと思います。それはそれで、混乱が起きるということではないのかなと思います。

この点に関して、澤井委員はいかがでしょう。

澤井委員 話が複雑になってきて、よく見えてこない面があるのですが、東京のように非常に範囲が狭くて、圃場がまた小さい場所で農業をやっている私たちとしては、私はよくわからないのですが、試験研究機関の農水のガイドラインとかをクリアした試験であっても、北海道のあれだけ広い耕地の真ん中でやっているわけではないので、交雑の可能性は非常に多いわけで、やはり都でそれなりのことをしていかなないと、東京の都民は守れないのではないかという気がします。

それからまた、東京の場合、家庭菜園のようなかたちで市民自らが耕作するという、農業とは言えないかもしれませんが、楽しみでやっている市民の方が多くいわけで、そういう方は本当に何も知らないあいだに交雑してしまうということも、可能性としてはあるわけで、自分は自らが安全なものを作っているつもりだったのが、ちょっと不安なものが入ってきてしまっているというのは、問題ではないかと感じます。

試験栽培の場合の開放系と言うのですか、隔離圃場、今回の東大のような場合で、市民とか東京都のレベルで何も言えないというのは、ちょっと問題ではないかと。今回はこれだけ大きな問題になったので、そこまで中に含める必要はあるのではないかと思います。

大塚座長 同じ農業関係ということで、都田委員、お願いいたします。

都田委員 私も知事の認可制が取り上げられれば一番いいと思うのです。ただ、いままでほかの県のガイドラインを読んでいて、そういうものがなかったものですから、条例化しないと知事の認可制は無理かなと思っていたのですが、いまの日比委員のお話では、ガイドラインであってもそういうことができるということであれば、それが一番いいと思います。

それから、商用栽培だけではなくて、試験研究もそういうのができれば、一番いいのではないかと思うのです。でないと、研究をやりたい、やっている人たちが、かなり厳しい条件が付きますから、かなり難しい面が実施するときにありますけれども、やはり知事の認可みたいなかたちをとっておくほうが、住民の方たちが安心するということがありますし、それから交雑の防止の措置の徹底、それから交雑した場合、あるいは風評被害が出た場合の補償等も、東京都が中心となってそういう議論をしていただければ、試験研究もいろいろ活用できる面が出てくるのではないかという意味で、私は商用栽培、試験研究一緒に知事の認可制がとれば、それが一番いいと思います。

大塚座長 確かに風評被害等に関しましては、ガイドライン等では、いまのところ何も、交雑防止に関するものはあるにしても、補償とかは出てきていないわけなので、そのあたりは都の施策としてつくる必要も出てくるかもしれないと思います。

菊地農林水産部長 おそらく、ある行動制限をかける、いわゆる権利制限ですね、こういう制限をかける場合は、どうしても条例の根拠が必要になります。ガイドラインというのは、言うなればみんなでこれに沿って、協力してやっていこうよということで、またそういう行為者に対しても、そういう協力を要請していく。そのときに、たとえば学識経験者のみなさんとか、生産者のみなさんでこういう話し合いをしながら、これはちょっと交雑の危険のある食物だし、または作物だし、もうちょっとしっかりやってくださいよとかいうような、そういう意味での勧告書を出したり、強い意見を出すとかというのは、方法論としていくらかもあるわけです。

それでもう一つ問題は、ちょっと明らかにしなければならないのは、国の委員会、厚生労働省なり農水にしても、かなり技術的には高い基準での安全性評価をやっているわけです。いったいそれは、本当に安全なのか、安全でないのかというのは、私どもは単に遺伝子組換えと言うと何か怖いものとか、そういう意識がまだ残っているので、どうもそのへんの議論が噛み合っていないのかなど。

もう一回、そのへんの現状認識はどうなのか。澤井委員が、そうは言っても国はこれだけ大丈夫だとBSEのときに言っていたけれども、実際は大変だったではないかと。まさにそういうところに、実はもう一歩踏み込みきれない、我々もどうしていいのかわからないという部分があるのではないのか。そうすると、そこらへんをどういうふう到我々が評価していったらいいのかということと、これからどう対応していったらいいのかというのが、連動している、双方に関連する問題だと思うのです。

きょうはお時間もないかと思うのですが、そのへんのところも明らかにしつつ、どういう対応をとっていくか。当然、不安を残したまま、どうぞ何でもどうぞということではできませんから、東京都もそれでこの検討会をつくりまして、何らかのガイドラインなり働きかけをする。それは、生産者のためでもあり、またこういう遺伝子組換えをやる人のためでもあり、都民のためでもあるという、高角度の要請からきているものだというふうに思っています。

大塚座長 そのほか、試験研究機関の隔離圃場での栽培に関しまして、ご意見はございますでしょうか。まだ、はっきり決めるような段階ではないと思いますし、試験研究機関と商用での栽培ということの区別も、もう一つははっきりしなければいけない点もございますので、だいたい商用に関して、商用といって本当に開放系で、一般圃場で商業的にというようなことに関しては、だいたいの線が固まったかと思えますけれども、それともうちょっと試験的な栽培、あるいは完全に試験研究機関でなされる栽培というのに関しては、もう少し再考が必要な状況かと思えますので、また次回、もう少しお考えいただいた上で議論できればと思います。

あと、情報公開等と市民参加というポイントがございます。これに関しまして、何か具体的なご提案なりご意見なりがございましたら、最後にうかがいたいと思います。熊澤委員、いかがでしょうか。

熊澤委員 情報公開に関しては、とにかく徹底的にやっていくというほかはないと思うのです。いまはインターネットなども普及してきましたし。私がまだ迷っている点というのが、情報公開、一般的には都民に向けてというかたちになるのでしょうかけれども、その一般の都民に向けての情報と、ごく近隣、たとえば栽培するところから1キロ以内の住民なり農家なりに与える情報と、同じでよいかどうかという点が、ちょっといま悩んでいるところです。それでいいのだろうか。

あとは、きちんと意見交換をする場を設けるといことです。集約してそれをどういうふうにかかすかというところが非常に、たぶんいまはまだ、行政の流れのなかでは一番難しいところだと思うのです。いま一般的に国の情報公開の仕方だと、市民は意見の交換に立ち会っても、その意見がどういうふうにかかされるのか、見えないまま参加しなければいけないという状況が非常に多いので、その点をもう少しクリアにしていかなければいけないと思います。

大塚座長 平塚委員、いかがでしょうか。

平塚委員 ただいまのご指摘のとおり、そういうどういった種類の情報を、どういった人たちに向けて発するのか、それが一番難しいですね。ただ単にデータベース的なものを流すのであれば、ある人にとってはちんぷんかんぷんであるし、本当に広く平均的な一般の方たちに向けた情報でありますと、かえってほとんど意味のないような情報になってしまうのかもしれない。そのへんを考慮する必要があると思うのです。

大変手間がかかってしまうと思いますが、なるべくそれを充実させるというのが、これは逃げようのないところではないかと思えます。私たちもその関連で、公開講座等を実施してまいりましたが、本当にそれは難しい問題ですし、大変な問題であるということは十分認識した上で、あえて取り掛かるというのは、ある種の覚悟はいるかなというふうにも思えます。

大塚座長 事務局のほうで、今度はフォーラムを企画されているということなのですが、具体的にこれはどのような方々に、どのようなかたちで広報して声をかけて、どういう場を設定していかれるのか、現時点での案でけっこうですので、お話いただければ。

鈴木 それでは、55 ページです。まだ固まっているわけではないのですが、一応ここの趣旨というところに書いてあるのですが、先ほどもありましたけれども、安全性うんぬんというだけの話ではないだろうと。社会的な部分も含めてもっと広い範囲で、いろんな立場の人々が話をしないといけないだろう。

先ほど、座長のほうからありましたように、論議をもっと広く持ってほしいということで、対象は一般都民の方々。ここでは一応、コーディネーター、パネラーという格好でおいてありますけれども、集められた都民の方の意見とパネラーの方の意見と、意見交換するようなかたちで、従来よくあるようなパネラーの方が一方的にしゃべって、そのあと質問ということではなくやっていきたいなと思えます。

したがって、公表もプレス、インターネットを通じて周知させていきたいと思っております。その上で、せっかくこういう委員会でもみなさま方に検討していただいたので、またさらにそういう考えを、集まってきた都民の方々と交換していただく場をつくれればと思って、できましたら、みなさま方にパネラーとしてご参加いただきたいというふうに思っております。

大塚座長 このフォーラムに関しまして、何か委員の方々に、ご質問等がございますでしょうか。あるいはご意見でもけっこうですけれども。

先ほど平塚委員がおっしゃいましたように、こういう企画は非常に難しいということがございますけれども、とにかくやらなければいけないというような状況ではあるかと思えます。

それから熊澤委員がおっしゃいましたように、近隣の住民、実際に当事者となる、すべてが本当は当事者になる可能性があるわけですが、近隣の住民の方々は特に当事者性が高いと思われるので、どのような情報のレベルの違いを設ければいいのか。同じであるにしても、その情報の質、あるいは対話の経路、チャネ

ルをどのようなかたちでつくるのかというのは非常に難しい問題で、私も特に提案があるわけではないのですが、試行錯誤でやっていくしかないような状況なのかなというふうに思います。

何か委員の方で、この点について。

日比委員 情報公開が原則ですので、農水省の独法機関も、もちろん組換え作物の栽培実験をやるときは、近隣の方にちゃんとオープンにしてご説明会をやるわけです。隔離圃場にお連れして。もちろんホームページでもオープンにしています。

実際に情報公開を担当した方にいろいろ聞いてみると、説明会になかなか人が集まらない場合が多いそうです。声をかけても、見に来られない。来たと思うと、反対の方が団体になって来る。いろんな会議を開いても、反対の方が熱心に来て、そうでない方はほとんど来られないとか。それから、説明を受ける消費者の方とか近隣の方も、遺伝子組換えについての知識のレベルが高い方から低い方まであって、説明者もいったいどの段階に合わせればいいのかというので、非常に苦労するというわけです。

お子さまみたいな質問から、本当に専門家に近い方のような質問まであって、それに全部対応しなければいけないので、非常に苦労があると聞いています。なかには熱心なお年寄りの方が、こういうふうに隔離措置をしているから安全ですと説明すると、非常にうなずかれて、なるほど安全なことはわかったけれども、それだけ隔離措置をしなければいけないということは、中の生物がいかに危険であるかということですねと言われて、なるほどとがっかりしたということも聞いたことがあります。

いずれにしても、確かに公開はしなければいけないし、いろんなレベルの方もわかるような方法でやらなければいけないのですけれども、なかなか難しいことは確かですね。説明さえすればいいというものでもないみたいですので。農水省の専門の方もおられますし、みんな苦労されていますね。

大塚座長 そのほかには、いかがでしょうか。この問題に関しては、特に何か特効薬といいますか、我々でも提案があるわけではないと思いますので、やっていただきたいというかたちで意見を書くしかないのかなと思っております。

ほかに何か、きょうのところを取り残した論点等がございますでしょうか。これについては、話しておきたいとか。次回もう一回ございますので、そのときにでもけっこうなわけですが。

都田委員 中長期的な対応も、この委員会で検討するということですか。

大塚座長 そのへんは、事務局のほうに答えていただいたほうがいいのかと思うのですが。

三谷事務局長 ご議論いただきたい項目として考えておりますが、先ほどもお話が出ましたように、最後の落としどころにつきましては、今後の技術の進展、また社会の変動に伴って柔軟にというようなところに落ち着くのだろうという感じは持っておりますので、いまの時点でよく先の見えない話について、長い時間をとってご議論いただくのはどうかとも思っております。

菊地農林水産部長 おそらく、非常に3回という限られた会で、いろんな議論をし尽くすというのは、かなり難しいことだろうというふうに感じています。ただ、いったんの節目をできれば3回で出していく。今後まだ検討しなければいけない課題というのは、いくつかありますので、またちょっと内部で相談して先生方をお願いするようになるやもしれませんので、それが一つ。

それから先ほどの情報提供の問題、これはリスクコミュニケーションの手法というのは、すごくいろんな利害層、または世代層とかに応じた情報提供の仕方をするとか、すごい工夫を最近はしつつありますし、この問題は先ほどの交雑という一言をとっても、実は交雑ということに対する評価、また認識は全然違うのではないのでしょうか。どの程度の交雑というのは、いったいどういう影響を及ぼして、言うなれば他のものに、植物生態系に影響を与えるのかとか、そういうことすら同じレベルで、どうも話をしていないような気がしてならないわけです。そういう一つひとつのことを、しっかり我々も勉強させていただきたいと思ひますし、

教えていただきたいというふうに思っています。

それから情報提供するときに、組織がきちっと評価をし、かなり専門的なものになる場合もあるのですが、その上である一定の安心、信頼を得たものを、いかに今度はわかりやすく情報提供をするのかという、何段階かになる。私がよくわからないのは、厚生省なりの評価集団の話、日比委員の話も聞いて、やっとそういうふうなことをされているのかとわかるわけです。こういういまの評価というのは、非常に、信頼に値するものなのかということも、もっと知らせていく努力も必要なのではないだろうか、ちょっときょうは感じたしたいです。

大塚座長 ほかにいかがでしょうか。もしないようでしたら、予定していた時刻も近づいてまいりましたので、本日の検討委員会は、これで終わりにしていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、事務局のほうで何か、今後の予定等でご説明がありましたら、お願いいたします。

三谷事務局長 ありがとうございます。今後のスケジュールにつきましては、資料の54ページに「今後のスケジュール」として、書いたものを付けております。前回、お付けした内容と基本的には同じでございます。2月中にもう一度、3回目の検討委員会を開催したいと考えております。たった3回でどこまでというご異論もあろうかと思いますが、一定の見解を取りまとめるということでやりたいというふうに思っております。

なお、そこにありますアンケート調査の集計が、急いでおりますが、第3回に、もしかすると最終的なものとしては、ご提出が難しいかもしれないというふうに考えております。その後フォーラムも予定しておりますし、そういったいろいろなご意見をまとめるかたちで、最終的に都の指導指針なりを策定していきたいというふうに考えているしだいでございます。

その他、事務的な連絡は特にございませんので、またあらためて3回目の日程調整につきましては、各個別に委員の方々にご連絡を差し上げるということで考えておりますので、よろしくお願いいたします。本日は、本当にどうもありがとうございました。

(閉会)